

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第５条第１項の規定により届出があった大規模小売店舗について、伊万里市長及び地元住民から提出された法第８条第１項及び第２項の規定による当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第８条第３項の規定により意見書を縦覧に供します。

令和７年１１月１９日

佐賀県知事 山口 祥義

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：（仮称）ドラッグコスモス伊万里松島店

所在地：佐賀県伊万里市松島町字六本松432-3の一部、432-4の一部、432-6の一部、432-10、432-11、432-12、432-13、461-1の一部、461-4、463-1、463-4、464-1、464-4、467-1、467-4、467-10、469-4、469-5

２ 届出の内容

大規模小売店舗の新設

３ 意見の概要

意見なし

４ 意見書の縦覧

（１）縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

（２）縦覧期間

令和７年１１月１９日から

令和７年１２月１９日まで